

令和 8 年度・令和 9 年度
磐田市生活困窮者自立相談支援事業業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和 7 年 12 月

磐田市健康福祉部福祉相談課

1 目的・趣旨

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定された事業であり、生活困窮者の自立促進を支援することを目的とし、生活困窮者自立支援法及び同法に基づく各支援制度や地域の経済状況等への理解、実績や資格を有する支援員の適切な配置、生活保護制度の実施機関を始めとする関係機関との連携が求められるため、専門事業者に委託するものとし、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する。

この要領は、「令和8年度・令和9年度磐田市生活困窮者自立相談支援事業業務委託」に係るプロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 委託の概要

- (1) 業務名 令和8年度・令和9年度磐田市生活困窮者自立相談支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度・令和9年度磐田市生活困窮者自立相談支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
※契約は単年度ごと行う
- (4) 見積上限額 企画提案の際は、32,465,460円／年（消費税及び地方消費税を含む）の上限額以内で見積額を提示する。
※居住支援事業のうち流動費は契約上限額に含まれない。別途利用実績に応じて支払う。
食費1,650円／（1日・1人）（消費税及び地方消費税を含む）
支援費1,315円／（時間）（消費税及び地方消費税を含む）
※原則、委託期間中の2年間は委託料の増減はないものとする。また、予算は磐田市議会の議決を要するため、上記の委託料を保証するものではない。

3 スケジュール

項 目	日 程	備 考
① 募集開始・質問受付	令和7年12月1日（月）から	ホームページ
② 質問書提出期限	令和7年12月12日（金）まで	電子メール
③ 質問回答	令和7年12月17日（水）まで	ホームページ
④ 参加表明書提出期限	令和8年1月6日（火）まで	電子メール
⑤ 企画提案書提出期限	令和8年1月16日（金）まで	電子メール
⑥ 辞退届提出期限	令和8年1月20日（火）まで	電子メール
⑦ プレゼンテーション	令和8年1月30日（金）	
⑧ 審査結果通知	令和8年2月5日（木）	電子メール

4 参加資格

参加資格がある者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、以下の(1)から(4)までの全ての条件を満たす者であること。

- (1) 磐田市物品製造等入札参加資格名簿の「73 その他委託 05 福祉関連業務」に登録されていること。(令和8年1月6日時点)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に次のアまたはイのいずれにも該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑に処され、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当する者がいないこと
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、磐田市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始後の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、磐田市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く)
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村税及び磐田市税の滞納がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

5 質問書の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式第2号)を提出すること。

- (1) 期 限 令和7年12月12日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。

また、メール送信後、必ず電話で送信した旨を伝え、担当課で着信したことを確認すること。電子メールのタイトルは【令和8年度・令和9年度磐田市生活困窮者自立相談支援事業業務委託に係る質問書】とすること。
- (3) 回答方法 質問書の回答は令和7年12月17日(水)午後5時15分までに質問者を特定する部分を除き、すべて市のホームページに掲載する。

6 参加意思確認

参加資格の要件を満たした者で、本業務への参加を希望する場合は、参加表明書(様式第1号)を提出すること。提出がない場合は、プロポーザルに参加することができないも

のとする。

- (1) 期限 令和8年1月6日(火) 午後5時15分まで
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等については、以下のとおり提出すること。

- (1) 期限 令和8年1月16日(金) 午後5時15分まで
- (2) 提出書類
 - ア 令和8年度・令和9年度磐田市生活困窮者自立相談支援事業業務委託企画提案申込書(様式第3号)
 - イ 法人の概要(様式第4号)
 - ウ 磐田市暴力団排除条例の規定に該当しない旨の誓約書(様式第5号)
 - エ 令和8年度・令和9年度磐田市生活困窮者自立相談支援事業の業務委託に係る企画提案書(様式第6号)
 - オ 人員配置計画(様式第7号)
 - カ 法人の定款
 - キ 法人の履歴事項全部証明書(応募の3か月以内に発行されたもの)
- (3) 提出にあたっての留意点
提出先へ電子メール添付で送付すること。
- (4) 電子データ提出における注意事項
提出するデータのファイル形式は、原則として、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel 又は PDF 形式とすること。(これに抛りがたい場合は、市まで申し出ること)。市は 10MB を超える電子データを受信できないため、10MB を超える場合には、メール件数を分けて送信すること。なお、電子データの分割等をして10MB を超える場合は、市に連絡すること。
メールアドレス : shogaifukushi@city.iwata.lg.jp
表題 : 【令和8年度・令和9年度磐田市生活困窮者自立相談支援事業業務委託】企画提案書(事業者名)

8 辞退届の提出

参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

- (1) 期限 令和8年1月20日(火) 午後5時15分まで
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。

9 審査及び審査基準

(1) 審査方法

審査は、プレゼンテーションやヒアリングにより審査項目に基づき採点し、最高得点を得た者を優先交渉権者とし、2番目に高い者を次点交渉権者として選定する。ただし、各選定委員の得点の合計が満点の6割に満たない者は交渉候補者とししないものとする。

(2) プレゼンテーション開催日

令和8年1月30日（金）※日時、場所は後日通知する。

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 10分

(4) プレゼンテーション内容の説明と出席人数

プレゼンテーションは提出した提案書に沿って説明すること。なお、パソコンを使用して説明を行うことも可とする。（パソコンは提案者持参のこと。プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。）

プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者あたり4人以内とする。

(5) 審査項目

選定基準	審査項目
応募動機	・ 応募動機と生活困窮者自立相談支援事業に求められる役割について
実施方針	・ 生活困窮者自立支援法や生活保護制度、その他社会保障制度の理解について ・ 当市の実情、地域性を踏まえた実施方針について
業務実績	・ 生活困窮者や生活保護関連の事業実績について
管理体制	・ 情報セキュリティや個人情報保護に関する組織的な体制について ・ 業務における安全対策やトラブル防止策、トラブル発生時に対応する体制について
職員体制 人材育成	・ 仕様書の要件を満たす人員配置と業務を適切かつ確実に実施する体制について ・ 週休日・休日及び年末年始、夜間等の緊急対応の体制について ・ 職員に対する研修が充実し、資質向上に繋がる人材育成について
自立相談支援事業	・ 支援員の事業実施に必要な能力・経験について ・ 生活困窮者の把握及び相談対応について ・ 適切な支援と関係各機関と連携した支援体制について ・ 地域づくり・社会資源の開発の具体的な取り組みについて ・ 独自の提案業務とその実現可能性、対象者支援への効果について
家計改善支援事業	・ 支援員の事業実施に必要な能力・経験について

	・アセスメントにより相談者が抱える課題の把握と改善意欲を高めるための支援について ・家計管理支援、滞納解消や債務整理など総合的な支援について
居住支援事業	・運営方法について（人員、施設の開設場所、設備等） ・必要に応じた食事や日用品等の提供について ・感染症対策について
価 格	・見積価格と事業の適正運営について

10 結果通知

審査結果は、令和8年2月5日（木）までに応募者へ電子メールで通知する。なお、結果に対する問い合わせには応じない。

11 契約

優先交渉権者と市は、市議会における関係予算議決後、協議のうえ随意契約による委託契約を締結する。また、優先交渉権者選定後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求する場合がある。

市は、業務履行期間の年度の当該業務予算の減額又は削除があった場合は、契約を取り止めることができる。また、この契約の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

12 その他の事項

- (1) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (2) 提出後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。（ただし、軽微なものを除く。）
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、市は優先交渉権者の提出書類を自由に使用できるものとする。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) データ送信等の遅れによってプロポーザルに参加できない場合、市はその責を負わない。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 参加表明者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合に、優先交渉権者とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎてデータが提出された場合
 - イ 提出されたデータの内容に虚偽があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ その他、市があらかじめ指示した事項に違反又は従わなかった場合
- (9) 提出された企画提案書は、磐田市情報公開条例（平成17年条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となる。

13 問合せ先及び申請書類提出先

〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7

磐田市健康福祉部福祉相談課（磐田市総合健康福祉会館 3 階）

電 話：0538-37-2789

電子メール：shogaifukushi@city.iwata.lg.jp